

## 内航海運業法施行規則の一部を改正する省令(案)等について

平成16年11月  
国内貨物課

### 1. 改正の背景

第159回通常国会において、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律(平成16年法律第71号)が成立し、内航海運業法(昭和27年法律第151号)の一部が改正されたところである。この法改正に伴い、法律において国土交通省令に委任されている事項等について規定するため、内航海運業法施行規則(昭和27年運輸省令第42号)の改正等を行う必要があり、具体的には下記のとおり措置することを検討している。

### 2. 改正の概要

(1) 内航海運業の登録に関する事項を以下のとおり定めることを検討している。  
内航海運業への参入規制が許可制から登録制に改められたことに伴い、登録申請書に関する規定を以下のとおり定めることとする。

登録申請書には、使用する船舶の長さ、所有者の氏名等を記載するものとする。  
登録申請書には、資金計画書、船員配乗計画書等の書類を添付するものとする。  
登録を拒否する要件として、以下の事項を満たさないものと定めることとする。

- ・ 総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶を有すること
- ・ 船舶安全法の規定に基づく船舶の検査に係る費用及び船員に関する法令の規定に基づく労働環境の整備に係る費用について、資金計画上適切に計上されていること 等

(2) 内航運送約款に関する事項を以下のとおり定めることを検討している。  
運送約款制度が設けられたことに伴い、以下の規定を定めることとする。

内航運送約款を定める船舶は、ロールオン・ロールオフ船、コンテナ船とする。  
内航運送約款を届出る期限を定める。 等

(3) 運航管理制度に関する事項を以下のとおり定めることを検討している。  
運航管理制度が設けられたことに伴い、以下の規定を定めることとする。

運航管理規程及び運航管理者を届出る期限を定める。  
運航管理規程には、以下の事項を記載することとする。

- ・ 船舶の運航の管理の組織に関する事項
- ・ 運航管理者及び運航管理員の勤務体制に関する事項 等

(4) 内航海運業者の報告に関する事項を以下のとおり定めることを検討している。  
定期的に、経営の実態に関する事項及び財務状況を報告するものとする。

( 5 ) その他所要の改正

### **3 . 今後のスケジュール ( 予定 )**

公 布 : 平成 1 6 年 1 2 月中旬

施 行 : 平成 1 7 年 4 月 1 日